

関市公共施設受動喫煙防止対策ガイドライン

市民健康課

令和元年 10 月 10 日策定

1 策定の目的

喫煙は生活習慣病やがんなどの多くの疾患の罹患リスクを高める要因であり、喫煙者だけでなく受動喫煙者の健康にも悪影響をもたらすことが明らかになっている。

当市においてはしあわせヘルスプラン（第2次健康せき21計画）のたばこ対策において、公共的な空間における受動喫煙防止対策の推進を掲げている。

また、「健康増進法の一部を改正する法律」（平成30年度法律第78号）が平成30年7月25日に公布された。この法律では、「国及び地方公共団体は望まない受動喫煙が生じないように、受動喫煙に関する知識の普及、受動喫煙の防止に関する意識の啓発、受動喫煙の防止に必要な環境の整備その他の受動喫煙を防止するための措置を総合的かつ効果的に推進するよう努めなければならない」とされ、違反者への罰則も規定されている。

これらのことから、当市の公共施設における受動喫煙防止対策の強化を目的とし、本ガイドラインを策定する。

2 受動喫煙対策の基本方針

（1）敷地内全面禁煙

ア 原則として、市または指定管理者が管理する公共施設（第一種施設、第二種施設）敷地内は全面禁煙とする。主要な施設は別紙に示す。
各公共施設の管理者は、利用者（市民、職員など）に対し、禁煙である旨を標示し、理解と協力を得るように努める。

（2）敷地内禁煙

ア 直ちに敷地内全面禁煙が困難である場合に限り、管理者は当面の間、3（4）の要件を満たす特定屋外喫煙所を設けることができる。ただし、市民健康課と協議の上、設置すること。
イ 上記アを設置する管理者は、当該施設を子どもや妊婦、疾患および障がいを持つ者などが主に使用する際は、一時的に喫煙所を撤去するなどの配慮をすること。

ウ 特定屋外喫煙所の設置はあくまで当面の間の措置であるため、管理者は、敷地内全面禁煙を目指し、努力しなければならない。

(3) 市および公共機関に従事する職員の責務

ア 喫煙している者は、禁煙に努めること。特に執務時間中は執務へ影響を及ぼすため留意する。

イ 喫煙禁止区域で喫煙している者（市民、施設利用者など）に対し指導すること。

(4) 開始時期

このガイドラインは令和2年4月1日から施行する。

(5) 内容の見直し

このガイドラインは、今後の国における受動喫煙対策の動向およびしあわせヘルスプラン（第2次健康せき21計画）などの改訂等により適宜見直すこととする。

3 用語の説明と定義

(1) 喫煙

紙巻きたばこ、加熱式たばこ、電子たばこを吸入すること。また、有害物質が含まれていなくても、喫煙を連想させる手段をとる媒体を使用すること。

(2) 敷地内全面禁煙

公共施設の建物内および、敷地内、敷地内に停車および駐車している車両内等、すべての場所で喫煙を禁止すること。

(3) 敷地内禁煙

公共施設の建物内および、特定屋外喫煙所以外の敷地内における喫煙を禁止すること。

(4) 特定屋外喫煙所

屋外の場所の一部のうち、受動喫煙を防止するために必要な措置がとられた別紙要件を満たした場所をいう。当市においては、清掃者の健康を害する恐れがあり、また特定屋外喫煙所は喫煙を促す施設ではないため、原則灰皿は設けないこととする。たばこのポイ捨てによる火災の恐れがあるなどやむ

をえず灰皿を設ける場合は、清掃作業中の喫煙は不可とする。

(5) 第一種施設

多数の者が利用する施設のうち、学校、病院、児童福祉施設その他の受動喫煙により健康を損なうおそれが高い者が主として利用する施設として政令で定めるもの並びに国および地方公共団体の行政機関の庁舎をいう。また、これらと同様の機能を持つ施設は第一種施設と同等の扱いとする。

(6) 第二種施設

多数の者が利用する施設のうち第一種施設および喫煙目的施設以外の施設をいう。

別紙

1 主な該当施設一覧

教育施設	小学校、中学校、関商工高等学校、学校給食センターなど
医療機関その他	診療所、保健センターなど
児童福祉施設	保育園、支援センター、児童館、親子教室、老人福祉センター、老人憩いの家など
庁舎等	市役所、地域事務所、西部支所、公用車など
文化・教育施設	わかくさ・プラザ、中池自然の家、図書館、文化会館など
文化財施設	記念館、美術館、資料館など
スポーツ施設	体育館、弓道場、プール、テニスコート、運動公園、グラウンドなど
浄水施設	浄化センター、水源地など
商業・観光施設	道の駅、公設市場、キャンプ場、温泉、観光施設、アピセ・関、関市勤労会館など
集会施設	公民センター、ふれあいセンター、集会場、生涯学習センターなど
屋外施設	屋外公衆トイレ、バス停留所、植物園、農園など
その他	消防団詰所、総合斎苑わかくさ、陽光苑、食肉センター、シルバー人材センターなど

※第一種施設は

2 特定屋外喫煙所の設置要件

(1) 喫煙をすることができる場所が区画されている

「区画」とは喫煙場所と非喫煙場所を明確に区分することができるものである必要があり、例えばパーテーション等による区画が考えられる。

(2) 喫煙をすることができる場所である旨を記載した標識が掲示されている 当該場所が喫煙場所であることが認識できる標識（健康増進法で示す標識に準じたもの）である必要がある。

(3) 利用者が普段立ち入らない場所に設置されている

例えば建物の裏や屋上など施設利用者は通常利用することのない場所であること。また、近隣の建物に隣接するような場所に設置することがないようにする。なお、該当する場所がない場合は、特定屋外喫煙所は設けられない。

(4) 施設の出入口より煙が流入しない場所に設置されている

施設の構造や配置により風向きが安定している場所では、施設出入口側等から見て風下に設置する。また、風通しの悪い場所については煙の滞留に注意する。